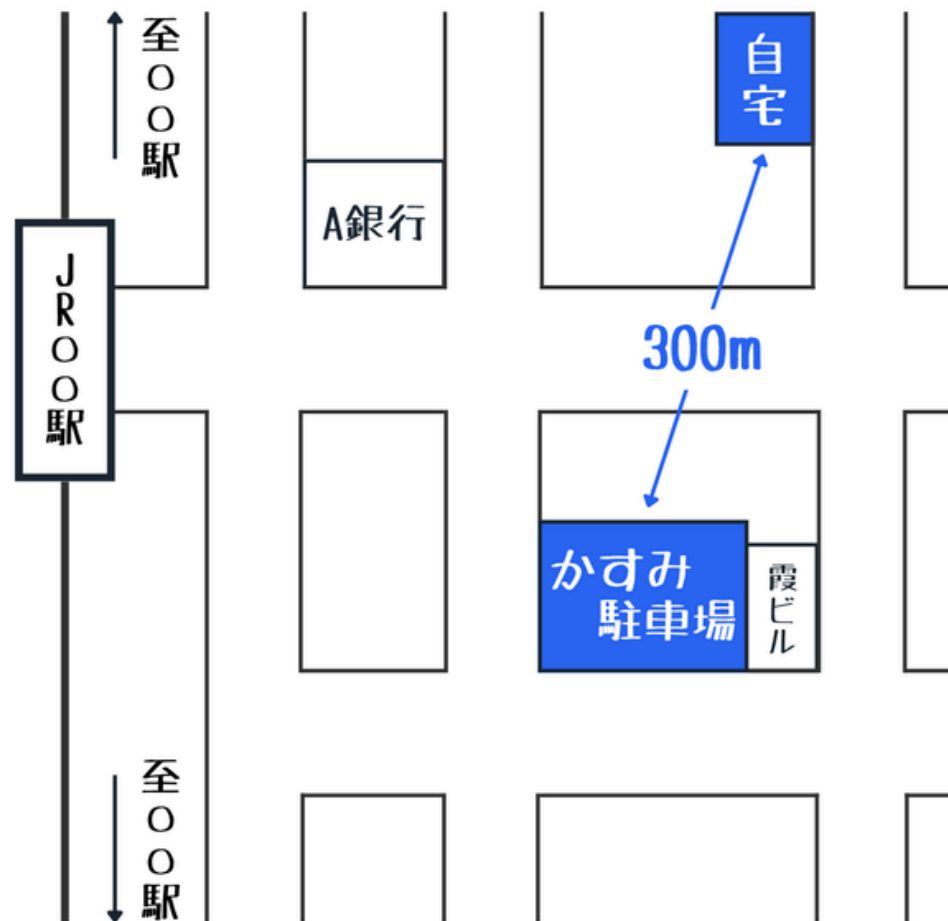


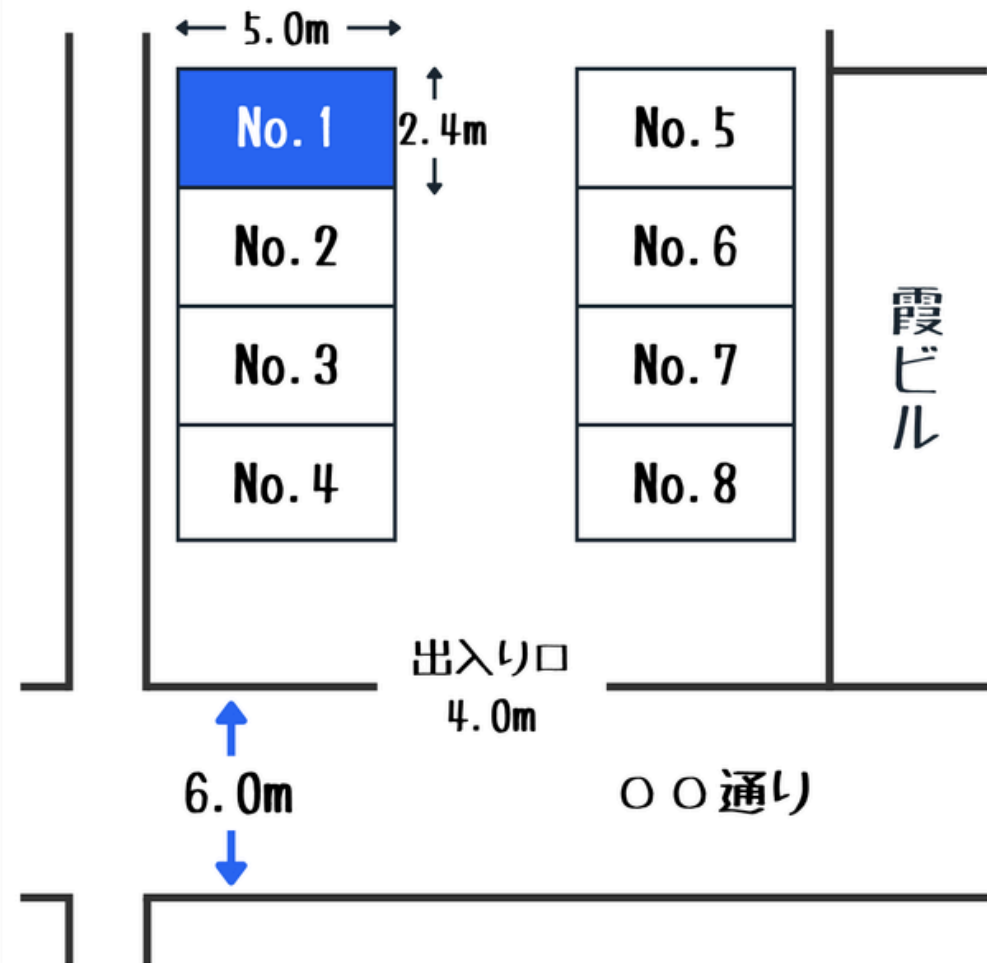
自動車保管場所証明申請書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
トヨタ	TA-ZZE122	ZZE122-12345	長さ	463センチメートル
			幅	169センチメートル
			高さ	147センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号室			
自動車の保管場所の位置	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ駐車場 No.1			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。				
警察署長 殿		令和7年 4月 1日		
		〒 (100-8929)		
		東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号		
		かすみ荘102号室		
		(フリガナ) (ニッポン タロウ)		
		氏 名 日本 太郎		
		電話番号 03 (1234) 5678		
第 号 自動車保管場所証明書				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。				
年 月 日				
警視庁		警察署長		
[注] この証明書の有効期限は、 証明日から「概ね1か月」です。				
使用 権原	自己・他人・共有	連絡先 氏名 電話番号	日本 太郎 03 (1234) 5678	新規 代替
		車両 番号	前車 現車	品川550〇1234

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄
(記載を省略できる場合があります。)



配置図記載欄
(記載を省略することはできません。)



保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長殿

令和7年 4月 1日

〒 (100) 8929

住所 千代田 区 霞ヶ関 町 1丁目 2番 3号
市 かすみ荘102号室

氏名 日本 太郎

電話 03 (1234) 5678

- 備考
- 保管場所証明申請の場合は、**証明申請**に、保管場所届出の場合は、**届出**に○印をつけてください。
 - 「土地・建物」については、いずれかに該当する方（両方にあてはまる場合は、両方）に○印をつけてください。
 - 詳しくは、「記載例」を参照してください。

保管場所使用承諾証明書

										警察署長提出用		
保管場所の位置		千代田 ^区 霞ヶ関町2丁目3番4号						駐 車 場 の 名 称		駐 車 位 置 番 号		
								かすみ 駐車場		第 1 号		
保管場所の使用者 〔自動車の使用 の本拠の位置 欄と同じです〕		住所	〒100-8929 千代田 ^区 霞ヶ関町1丁目2番3号						電 話	03（1234）5678		使用者と契約者 の関係
		氏名	日本 太郎									
保管場所の契約者		住所	〒 区 町 丁目 番 号 市						電 話			1 本店支店 2 親族 3 その他 〔 〕
		氏名	上記に同じ									
使 用 期 間		令和7 年 3 月 31 日 から 令和8 年 3 月 30 日 まで の（ 1 年 0 か月間）										
駐又車は 場管の理 所委有託 者者		上記のとおり、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 令和7 年 4 月 1 日 〒（ 100-8929 ） 住所 千代田区霞ヶ関2丁目3番4号 氏名 桜田 三郎 電話 03 （ 8765 ） 4321 番										

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
スズキ	GF-HA12S	HA12S-12345	長さ	339センチメートル
			幅	147センチメートル
			高さ	162センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号室			
自動車の保管場所の位置	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ駐車場 No.1 (変更前)			
上記の事項について届出をします。				
警察署長殿				
令和7年4月1日				
届出者 千 (100-8929)				
住所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号				
かすみ荘102号室				
(フリガナ) (ニッポン タロウ)				
氏名 日本 太郎				
電話番号 03 (1234) 5678				
第 号	使用権原 自己・他人・共有	連絡先 氏名 日本 太郎 電話番号 03 (1234) 5678	新規代替 車両番号	前車 品川550〇1234 現車

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあつては、「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては、「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては、「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。